

日本動脈硬化学会よりのお知らせ

特許法

日本動脈硬化学会は平成 22 年 4 月 7 日付で特許庁より「特許法第 30 条第 1 項（実用新案法第 11 条第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に基づく学術団体」として指定を受けましたことをお知らせいたします。

特許法 30 条の詳しい内容につきましては、特許庁のホームページをご覧ください。

禁煙宣言

日本動脈硬化学会では 7 月 15 日の社員総会にて禁煙宣言を発表しました。全文は下記の通りです。

禁煙宣言

日本動脈硬化学会
2010 年 7 月 15 日

喫煙は疾病発症の原因のなかで防ぐことが出来る最大のものである。動脈硬化を基盤として発症する冠動脈疾患、脳血管障害、大動脈瘤、末梢血管疾患などの心血管病では喫煙が重要な独立した危険因子であり、禁煙はこれらの疾病の発症と再発を抑制し、予後を改善するという十分な科学的根拠が示されている。また喫煙は、悪性腫瘍をはじめとする多岐にわたる疾病の危険因子である。喫煙は喫煙者本人（能動喫煙）のみならず、たばこの煙を吸うことで非喫煙者（受動喫煙）の健康に悪影響を及ぼし、動脈硬化性心血管病を含めて種々の疾病を発症させる事が多く報告されている。実際、建物内とそれに準じる空間を禁煙とする受動喫煙防止条例（スモーキング・バン）の施行によって急性冠イベントが減少するとの報告が最近欧米諸国から多くなされている。我が国は受動喫煙防止に対してもっと積極的な取り組みを推進すべきである。まず、病院・医院や学校の完全禁煙を実現し、さらに職場やサービス産業など多数の者が集まる施設に拡大させ、欧米並みの受動喫煙を防止する法律の成立をめざす必要がある。

日本動脈硬化学会は以下の取り組みを通じて禁煙活動を推進する。

1. 本学会は、喫煙の動脈硬化性心血管病、糖・脂質代謝異常、高血圧、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病への影響についてのさらなる科学的解明を推進する。
2. 本学会の会員すべてが非喫煙者であることを目指す。
3. 本学会は、すべての保健医療施設での全面禁煙を目指す。
4. 本学会は、保健医療従事者に広く禁煙を働きかける。
5. 本学会は、学術集会での講演会や市民講演会などを通じて禁煙推進の啓発活動を行う。
6. 本学会は、国民すべてに喫煙の害を周知させ、喫煙者には禁煙指導と禁煙治療を受けることを推奨する。
7. 本学会は、受動喫煙防止のために教育研修施設、公共施設、公共交通機関、職場、飲食店などでの完全禁煙を推進するための啓発活動を積極的に行う。
8. 本学会は、他の学会、禁煙推進団体と連携し、禁煙推進の種々の活動に積極的に参加する。
9. 本学会は、たばこの増税やたばこ販売と広告の規制強化を関係省庁や地方行政機関に働きかける。